

「 財政健全化基本方針（案）」の概要

■ 財政健全化に向けた改革の基本的な考え方

- 概ね10年後において、130億円程度の規模の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支を均衡
- 平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間とし、この集中改革期間の間に、毎年度発生する200億円台後半の収支不足のうち200億円程度を解消

■ 改革の視点

- 聖域なき見直し
- 予算の重点配分
- 内なる改革の徹底
- 県民の総力結集
- 県民との対話

■ 改革のための具体的施策

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
1 行政の効率化・スリム化		
(1) 総人件費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員定員削減計画の上乗せ <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の1000人削減計画を、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しにより、今後10年間で、更に500人程度の追加削減を目標に見直し イ 手当の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務手当の縮減、特殊勤務手当などの見直し ウ 給与の特例減額（給与カット）の継続 <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与の特例減額を平成20年4月以降、概ね10年後において収支均衡を達成するまでの間継続 ○ 集中改革期間後は、収支の状況等を勘案し対応 <ul style="list-style-type: none"> ■集中改革期間の給与の特例減額率（諸手当も連動減額） <ul style="list-style-type: none"> ◇特別職 ・知 事 25% [従前20%] ・副知事 20% [従前15%] ・常勤の監査委員、教育長、病院事業管理者 18% [従前15%] ◇一般職 ・部次長級 10%、管理職手当のみ25% [従前10%] ・課長級 8%、管理職手当のみ20% [従前 8%] ・その他 6%（若年層の諸手当連動は3%） エ 知事等三役の退職手当の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年12月に特別職の退職手当を引き下げたところ（知事等三役平均▲16%）であるが、更に退職手当を次のとおり引下げ <ul style="list-style-type: none"> ■引下率 <ul style="list-style-type: none"> ・知 事 10% [平成18年12月の条例改正前と比較して約25%] ・副知事 5% [同 約20%] ・出納長 5% [同 約20%] ■適用 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月30日から 	90 億円 程度	50 億円 程度

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
<p>(2) その他</p> <p>ア 組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁組織や地方機関を時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直し <p>イ 内部管理経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信システムにかかる維持管理費の削減 ・ 清掃などの庁舎等の維持管理費の削減 ・ 臨時職員の雇用経費の削減 など <p>ウ 外郭団体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、各団体の自主的な経営努力を促すとともに、団体のあり方について見直し ○ 県関与の必要性を十分検証し、県の財政的・人的関与について縮減 <p>エ 公の施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、緊要性などの観点から、廃止・譲渡を含め抜本的に見直し 		
2 事務事業の見直し		
<p>(1) 一般施策経費 [県の判断により行っている一般的な施策にかかる経費]</p> <p>県の判断で事業の実施を任意に決定できるものであり、徹底的な見直しにより、平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね50%に削減</p> <p>(2) 公共事業費</p> <p>補助公共及び単独公共の事業費（県費負担額）について、平成23年度の事業費（県費負担額）を平成19年度の概ね70%に削減（平成20年度においては平成16年度比半減相当の事業費）</p> <p>災害復旧事業費、直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式による削減になじまない事業費については、個別に所要額を精査の上予算措置</p> <p>(3) 経常経費等 [施設の維持管理費など毎年度決まって支出される固定的な経費]</p> <p>平成23年度の一般財源総額を平成19年度の概ね90%に削減</p> <p>(4) 特別な需要に基づく経費 [年度間変動が大きく臨時的な特別な需要に対応する経費]</p> <p>新規事業を極力抑制、既存の継続事業であっても個別に徹底した見直し</p> <p>(5) 義務的な経費 [法令、契約等で実施が義務付けられた経費等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県に裁量の余地がないものを除き、個別に徹底した見直し ○ 企業会計・特別会計について情報開示を徹底し、事業毎に合理化、効率化を図ることによって、一般会計による負担のあり方を見直し <p>(6) 見直しの留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共投資については、緊急に実施すべきものについて重点化。また、質的水準に配慮しつつ、コスト削減により、効果的に実施 ○ 新たな施設の建設事業は、財政健全化の見通しが立つまで、原則凍結 ○ 地方債の新規借入を出来る限り抑制 	<p>50 億円</p> <p>程度</p>	<p>60 億円</p> <p>程度</p>

項 目	収支改善額	
	H23年度	H29年度
3 財源の確保		
(1) 県税収入の確保 ア 課税自主権の活用 ○ 現行の水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税、核燃料税など県独自課税について、今後の税率や課税期間のあり方を検討 イ 経済活性化による増収 ○ 産業振興施策の積極的な推進に伴う経済活性化による増収 ウ 滞納額の縮減 ○ 滞納処分の早期着手やインターネット公売などによる差押物件の換価の推進による未収金の縮減や徴収率の向上		
(2) 使用料、手数料などの受益者負担の明確化 ○ 使用料、手数料について見直しを行い受益者負担を適正化	70 億円	140 億円
(3) 県有財産の売却や有効活用の促進 ○ 未利用財産の売却推進、戸建ての職員宿舎などで現在利用中の財産についても所有する必要性が低いものは売却 ○ 財産の売却に当たりインターネット売却システムを活用 ○ 公共施設、印刷物、ホームページ等を広告媒体として提供する広告事業の推進	程度	程度
(4) 特定目的基金等の活用		
(5) 執行節減等決算段階での財源の確保		
(6) 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ ○ 地方税、地方交付税を含めた一般財源ベースで地域間の格差が拡大しないような方策について、更に国に対し積極的に働きかけ		
合 計	200 億円 程度	250 億円 程度

■ 今後の財政運営のあり方

- 歳出削減や財源確保の具体的な方策については、この基本方針に基づき、毎年度の予算編成を通じて決定
- 改革の実施状況などについて改革推進会議から意見をいただき、財政運営を行う
改革推進会議に、特定の課題について検討する専門委員会を設置
- 経済情勢や住民のニーズ、国の施策などにより、県財政を取り巻く状況は変化するので、財政収支の見通しや改革の進め方については、必要に応じ見直しを行う
- 改革の進捗状況については、県民に対し、積極的に説明する

(資料)

改革後の財政見通し(試算)

集中改革期間

■改革前 (単位：億円)

区分	H19	集中改革期間				H20～ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20～ H29累計
		H20	H21	H22	H23								
収支①	▲136	▲250	▲265	▲275	▲260	▲1,050	▲240	▲250	▲265	▲255	▲245	▲245	▲2,550
年度末基金残高	520	270	5	▲270	▲530	▲770	▲1,020	▲1,285	▲1,540	▲1,785	▲2,030		

◇改革による収支改善◇

区分	H20	H21	H22	H23	H20～ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20～ H29累計
収支改善額②	145	165	185	210	700	210	225	245	240	240	245	2,100
行政の効率化・スリム化	65	75	80	90	310	90	95	100	80	65	50	800
うち給与の特例減額	60	60	60	60	240	60	60	60	40	20	—	500
事務事業の見直し	15	25	35	50	120	50	50	50	55	55	60	450
財源の確保	65	65	70	70	270	70	80	95	105	120	135	850

■改革後

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H20～ H23累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H20～ H29累計
収支③= ①+②	▲86	▲105	▲100	▲90	▲50	▲350	▲30	▲25	▲20	▲15	▲5	0	▲450
年度末基金残高	570	465	365	275	225		195	170	150	135	130	130	

(注)

■収支①

仮に改革を行わずこのままの財政運営を続けた場合の財政見通しにおける収支の額を概数にしたもの

■収支改善額②

集中改革期間中に「改革のための具体的施策」を行った場合の収支改善額を一定の前提のもとに試算
 (集中改革期間後は定員削減の計画的な実施、地方債の新たな借入を抑制したことによる公債費の削減、経済の活性化による税収の増加などにより収支改善額が拡大)

■累計額は概数で表記したため、各年度の合計額と突合しない場合がある